

令和6年度（2024年度）

熊本市市民の声データベースシステム

機器等賃貸借仕様書

熊本市

政策局秘書部広聴課

1 件名

令和6年度（2024年度）熊本市市民の声データベースシステム機器等賃貸借

2 目的

熊本市市民の声データベースシステム（以下「本システム」という。）は、市政への提案、要望、相談、苦情などの「市民の声」をデータベース化し、庁内で情報共有すると共にその情報を市民へ公開するものである。

本システムの稼働に必要となる既設のサーバー等については、令和7年（2025年）2月末でリース期間満了となることから、機器の調達及び賃貸借を行うもの。

- (1) 情報システム機器の賃貸借
- (2) 情報システム機器の搬入・設置・設定
- (3) 賃貸借期間中の保守

3 履行場所

熊本市役所本庁舎3階サーバー室（熊本市中央区手取本町1番1号）

4 賃貸借期間及び納入期限

(1) 賃貸借期間

令和7年（2025年）3月1日から令和12年（2030年）2月28日（60ヶ月）
保守期間については、賃貸借期間と同一とする。

(2) 納入期限

令和7年（2025年）2月14日までに設置・設定を全て完了すること。

5 業務要件

(1) 業務実施計画書

受注者は契約後直ちに業務実施計画書を本市に提出し、承認を得ること。実施計画書には、納入スケジュール、実施体制・人員、進捗管理方法等の本業務実施に必要な事項を含めること。履行中にスケジュール、人員配置等に変更があった場合は本市の承認を得ること。

(2) 賃貸借物品一覧

受注者は契約後直ちに賃貸借物品一覧を本市に提出し、承認を得ること。物品一覧には、機種・型番、製品名、台数、設置場所等を記載すること。

(3) 業務管理

本業務を円滑に進めるために、適切な業務管理を行うこと。

ア 進捗管理

本稼働まで定期的に実施する定例会において作業進捗を報告し、確実にスケジュール管理を行うこと。定例会の頻度等は本市と協議のうえ決定する。

イ 作業計画・報告

機器導入に伴う作業計画書を遅くとも作業日の10営業日前までに提出し、導入作業前に本市の承認を得ること。また、作業完了後2営業日以内に、作業報告書を提出すること。

ウ 課題管理

作業遂行上発生した課題については課題管理表として管理し、早期に解決するた

めの検討を行うこと。緊急に解決すべき課題が発生した場合は、本市と臨時協議し、速やかに課題解決を行うこと。

(4) 遵守すべき法令等

受注者は、本業務の遂行にあたって、個人情報保護法、熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）、その他関係法令を遵守すること。

6 賃貸借要件

(1) ハードウェア要件

ア 全てのハードウェアにおいて、新品を納入すること。

イ 納入時において製造及び販売が継続中且つ実績があり、可能な限り最新の製品であること。

ウ 納入後の運用・保守・バージョンアップ等のサポートを迅速かつ継続的（賃貸借期間内全てに渡り）に保証できる製品を選定すること。

エ 賃貸借期間中において、製品のサポート終了等の理由により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定等を受注者負担により実施すること。

オ 本市では、熊本市グリーン購入指針に沿って物品等の調達を行っている。やむを得ない事情がある場合を除き、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」にて定める「環境物品等」に準拠した製品とすること。

(2) ハードウェア仕様

| 仕様項目 | | | 仕様内容 | 数量 |
|-----------|----------------|----------------|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | |
| 1. サーバー機器 | (1) システム等運用サーバ | ①本体 | ・1CPUであること。 ・Windows Server 2022 Standardを搭載していること。 | 1 |
| | | ②形状 | ・ラック型(1U)であること。 ・背面からの各種ケーブルをコンパクトにまとめること。 | |
| | | ③CPU | ・Xeon® E-2374G プロセッサと同等以上の性能を持つCPUを搭載すること。ただし、(4コア、8スレッド)であること。 | |
| | | ④RAID | ・RAID1を搭載すること。または、設定変更でRAID0, 5, 10に変更できること。 ・RAIDコントローラは、2GB以上のキャッシュを有すること。 | |
| | | ⑤HDD実効容量 | ・600GB (RAID1) 以上であること。 | |
| | | ⑥メモリ | ・32GB以上であること。 | |
| | | ⑦HDDrpm | ・10,000rpmハードディスクであること。 ・2.5型SASであること。 | |
| | | ⑧電源 | ・TS 450W(230V/115V) Platinum HSであること。 ・冗長化を行うこと。 | |
| | | ⑨電源コード | ・NEMA5-15P to IEC C13 (4.3m) ケーブルであること。 ・電源と対であること。 | |
| | | ⑩ネットワークインタフェース | ・1000BASE-T×2を有すること。 | |
| | | ⑪DVD | ・外付け USB DVD-RWであること。 ・オプティカル・ドライブであること。 | |
| | | ⑫LANケーブル | ・CAT6準拠 Gigabit 10mであること。(2本) | |
| | | ⑬保守サービス | ・5年間の月曜日～日曜日 00:00 - 24:00 (24時間×週7日) のオンサイト保守サービスかつ「HDDお渡し」であること。 | |

| 仕様項目 | | | 仕様内容 | 数量 |
|-----------|---------------|---------------|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | |
| 1. サーバー機器 | (2) 無停電電源装置 | ①本体 | ・アウトプット電力容量が525W / 750VA以上であること。 ・最大設定可能電力が525W / 750VAであること。 ・定格出力電圧が100Vであること。 ・5年間のセンドバック保守であること。 | 1 |
| | | ②形状 | ・ラック型(1U)であること。 | |
| | | ③無停電電源装置用ケーブル | ・UPS RM用 USBケーブルであること。 ・長さが2.0mであること。 | |
| | (3) バックアップNAS | ①本体 | ・TeraStation TS6400RNシリーズ 4ベイラックマウントNAS4TBであること。 ・5年間のセンドバック保守であること。 | |
| | | ②形状 | ・ラック型(1U)であること。 | |
| | | ③LANケーブル | ・CAT6準拠 Gigabit 5mであること。 | |
| | (4) コンソール | ①本体 | ・USB/VGA対応 シングルスライドLCDコンソールドロワー（ショートラック対応）/ロングレールであること。 ・5年間のセンドバック無償修理されること。 | |
| | | ②形状 | ・ラック型(1U)であること。 | |
| | | ③コンソール接続ケーブル | ・USB オーディオ KVMケーブル 1.8m SPHD KVM用 | |

(3) ソフトウェア要件

ア ソフトウェアの数量は、機器仕様に基づき受注者が選定した機器において必要となるライセンス数を満たすこと。

イ 納入物品のみならず、設置及び保守作業において必要となるソフトウェアについても、ライセンス違反がないようにすること。

ウ 納入後の運用・保守・バージョンアップ等のサポートを迅速かつ継続的（賃貸借期間内全てに渡り）に保証できる製品を選定すること。

エ 賃貸借期間中において、製品のサポート終了等の理由により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び設定等を受注者負担により実施すること。

(4) ソフトウェア仕様

| 仕様項目 | | | 仕様内容 | 数量 |
|--------|----------------|------------|---|----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | |
| 2. ソフト | (1) システム等運用サーバ | ①データベースソフト | ・Microsoft SQL Server 2022 Standard Core (4コア) であること。 | 1 |
| | | ②バックアップソフト | ・Arcserve Backup 19.0 for Windows (メディア同梱) であること。 ・運用サーバにインストールされていること。 ・バックアップNASにシステム業者の指示により、バックアップの設定を行うこと。 | |
| | | ③UPS制御ソフト | ・無停電電源装置の制御が行えること。 ・Windows版であること。 ・運用サーバにインストール・設定されており、自動的にサーバがシャットダウンができる試験を行うこと。 | |
| | | ④ウィルス対策ソフト | ・Trend Micro Server Protection for Windows であること。(5年分のライセンス取得) ・運用サーバにインストール・設定され、定義データベースを最新にすること。 | |

7 搬入・設置・設定要件

本調達機器は、本システムを稼働させるために必要な機器であり、システムが支障なく安定稼働する環境の構築を行うこと。

納入時の搬入・設置・機器の接続等にかかる経費、及び賃貸借期間終了後の撤去に必要と思われる経費も本契約に含むものとする。なお、搬入等については、本市と事前に協議したうえで行うこと。

本システムの移行に際し、今回調達する機器等に関する各種設定に協力を行うこと。

(1) 搬入・設置

ア 機器の設置場所は、熊本市役所本庁舎 3 階サーバー室（熊本市中央区手取本町 1 番 1 号）。

イ 納入機器は、電源環境、配線ルート等の事前調査をしたうえで設置すること。

ウ 作業の前日（前開庁日）に、作業内容、作業時間（開始時刻、終了時刻）を本市に連絡すること。

エ 本市施設において、平日時間外や土日祝日の作業が必要となる場合は事前に届出を行うこと。

オ 指定場所への搬入後、機器の開封、設置、配線作業を行うこと。

カ 搬入・設置作業について、本市職員の立会いのもと行うこと。

キ サーバ機器・コンソール・バックアップ機器・UPS 機器は本市の指定する場所に設置を行い、結線し、利用可能構成にて確認を行うこと。

ク サーバと本市指定の機器までの LAN ケーブルの配線及び接続を行うこと。なお、配線は、サーバラックと当該指定機器のラックまでの間は（約 20m）、床下転がしとし、RJ45 端子による接続とする。接続に関しては、事前に本市と協議し、本市の承諾・指示のもと実施すること。LAN ケーブルは Cat6 以上とする。

ケ 配線した電源・LAN ケーブルには、接続先を示す線名札（配線タグ）を両端に付けること。

コ 納入機器の設置に必要な付属品（取付用金具、接続部品等）については、本仕様書の記載の有無に関わらず本調達に含めること。物品については新品を使用すること。

サ 搬入時は各施設の設備及び既存機器を保護するために、必要な養生等の措置を行うこと。また、設置後は本市と調整のうえ梱包材等の不要なものについては処分を行うこと。

シ 納入機器の設置においては、必要に応じ耐震施工を行うこと。

ス 本システム空調設備は既設設備の利用を前提とするが、システムの稼働にあたり特殊な空調設備を要する製品を選定・納品する場合は、本市と作業内容及び作業期間を協議し、必要な施工をすること。

セ 搬入・設置までの機器の保管場所については、受注者で準備すること。

(2) 設定・試験

ア 本調達における機器、ソフトウェア等が正常に動作するための設定及び動作確認、試験を確実にすること。

イ 本システムが稼働するためのソフトウェア、ミドルウェアが正常に動作するよう、本市及びシステム構築業者と調整のうえ、機器へのインストール、設定（RAID の設定作業を含む）、調整、動作確認を行うこと。

- ウ 納入機器の設計、設定作業は、システム構築業者と綿密な連携・調整のうえ実施すること。
- エ 納入機器の設定作業は、原則として設置場所への搬入前とし、現地での作業は必要最小限にすること。
- オ OSはWindows Server 2022をダウンロードし、サーバーにインストールを行うこと。システム構築業者と連携し、必要な設定、動作確認を行うこと。また、OSファイルをライセンス情報と共に、DVD-Rにて納品すること。
- カ DBはSQL Server Standard 2022をダウンロードし、ライセンス情報と共にDVD-Rにて納品を行うこと。
- キ UPS制御ソフトをインストールし、UPSと接続できることを確認すること。
- ク バックアップソフトをインストールし、バックアップNASにバックアップ出来ることを確認すること。
- ケ ウイルス対策ソフトをインストールし、ウイルス定義が自動で更新されることを確認すること。
- コ 調達機器への本システムの移行に関して、必要に応じて立会いや作業支援を行うこと。作業内容及び作業期間については、本市と事前に協議すること。
- サ 基本仕様に記載してある機器以上のものを準備すること。
- シ 入札時において販売が継続中かつ多数の導入実績があり、可能な限り最新であり、かつ新品の製品であること。
- ス 納入後の運用・保守・バージョンアップ等のサポート（定期的なメンテナンスを含む）を迅速かつ継続的（賃貸借期間内すべてに渡り）に保証できる製品を選定すること。
- セ 機器の初期不良時は、新品と交換すること。
- ソ 導入するハードウェア及びソフトウェアについては、それぞれメーカー保証があること。また、ハードウェア及びソフトウェアのマニュアルは全て機器搬入時に提出し、マニュアルが英語版の場合には日本語で解説した紙媒体での資料を合わせて添付すること。
- タ システム構築業者と連携し、システムテストを実施すること。

（3）保守への移行

- ア 本調達における機器、ソフトウェアの設定資料、各手順書、動作試験結果報告書を作成、提出すること。
- イ 受注者内において、保守業者への引継ぎを確実に行うこと。

8 保守要件

賃貸借期間におけるハードウェア、ソフトウェアの保守費用は本調達に含むものとし、賃貸借機器に障害等が発生した場合は、速やかに復旧対応及び再発防止を実施すること。

（1）体制、保守窓口

- ア 本市との保守点検、障害対応、修理依頼及び各種相談等に係る連絡窓口は1本化することとし、調達したハードウェアやソフトウェアのメーカーに関わらず一元的に受け付け、回復等までの作業を一貫して行うことができるサービス体制を整えること。
- イ 保守実施体制、連絡先を本市に提出すること。
- ウ 納入機器に精通したエンジニアを配置・育成し、的確な保守対応が行える体制

を維持すること。また、技術面の引継ぎはもちろんのこと、導入時の経緯についても受注者内で適宜引継ぎを行い、人員の配置転換によって保守対応の質が低下しないようにすること。

エ 本市が求めた場合には、保守業者との保守契約書の書面を提示すること。

オ 賃貸借期間中における障害等については、システムの安定稼働に支障をきたさぬよう十分配慮し、本及びシステム維持管理（構築）業者と連携を密にし対応を行うこと。

（２）障害発生時の対応

ア メール、電話により平日 9 時から 18 時までの受付ができること（土日祝日を除く）。

イ 障害対応は、訪問修理による現地オンサイト保守とすること。

ウ 本市からの障害連絡後、概ね 1 時間以内に設置場所に到着し、速やかに一次対応に着手すること。なお、機器等の修理が必要な場合は原則として設置場所にて行うこと。また、復旧後、速やかに本市に対し障害の状況やその発生理由、対応状況等を文書にて報告を行うこと。

エ 情報が記憶された部品（ハードディスク等）を修理又は交換する場合は、「9. 賃貸借満了時における機器の返還、情報の消去」に示す措置を徹底すること。

（３）ハードウェア保守

ア 納入機器について、機器ごとの要件に応じて保守を行うこと。また、修理に伴う交換部品及び交換作業費用は本調達に含むこととし、交換した際の旧部品は処分すること。

イ 納入機器のバッテリー交換及びバッテリーも本調達に含むこととし、交換した際の旧部品は処分すること。

ウ 賃貸借期間内における経年劣化による故障率増加を考慮したうえで、十分な数量の部品を確保すること。

エ 障害発生時の手配が即時対応できるよう、保守部品を国内に、主要部品については履行場所の最寄りの拠点に常備すること。

オ 本市が指定する機器について、指定されたサイクルに従い定期点検を行い、予防保守を行うこと。また、定期保守日は本市と事前に協議して決定すること。

（４）ソフトウェア保守

ア ソフトウェアについての各種情報や、不明な点などの問合せについて、電話及びメールにて技術サポートを行うこと。

イ 賃貸借期間中にソフトウェアライセンスが切れることが無いよう、適切にライセンス維持管理を行うこと。

ウ ソフトウェアのメーカー保守サポートにおいて、脆弱性対策やバグフィックス等を提供すること。

エ ソフトウェアのバージョンアップに係る一切の費用は本調達に含むものとし、バージョンアップ作業が必要な場合は本市に報告・承認を得たうえで作業を実施すること。

オ 本市が必要と判断した場合、納入物品に示すソフトウェア以外のソフトウェアをインストールして使用することを了承すること。

(5) 業務完了報告

保守移行後、保守業務を実施した報告として業務完了報告書を毎月提出し、本市の承認を得ること。

(6) 保守期間中の支援

保守期間中に、導入システムの円滑な稼働維持及び、性能対策、機能向上、ハードウェア増設等のために、本市が要望する必要な情報を随時提供するとともに、必要に応じて作業支援を行うこと。

9 賃貸借満了時における機器の返還、情報の消去

(1) 機器の返還

ア 賃貸借期間満了時における機器の返還について、設置場所からの搬出、運搬も本調達に含むこと。

イ 搬出作業については、日時、機器の設置場所等の調整を本市と事前に行うこと。

(2) 返還機器のセキュリティ対策

賃貸借期間の満了時において、機器内部の記憶装置からの情報漏えいリスクを軽減するため、情報システム機器が本市の管理下にある間（機器返却前）に、情報を復元困難な状態にする措置を徹底すること。なお、機器の記憶媒体内部の情報の消去に掛かる一切の費用は、今回の調達に含まれるものとする。

ア 情報の消去方法

受注者は、情報システム機器返却等時、情報漏えい対策として、情報システム機器の記憶媒体を以下の（ア）～（イ）の手順で、情報の復元が困難な状態（NIST SP800-88Rev.1 Destroy レベル）とすること。

（ア）原則、受注者は、本庁舎内で、記憶媒体を「物理的な方法による破壊」により、情報の復元が困難な状態とすること。なお、作業完了後は、本市職員の確認を受けること。

（イ）受注者は、本市との協議で定めた期限までに、（ア）の措置が適切に完了したことを証明する完了証明書等を本市へ提出し、承認を得ること。なお、データの消去等及びその証明に関する経費も本契約に含むものとする。

イ 情報の消去到に係る管理

（ア）作業内容、情報の消去到に係る作業計画書及び完了証明書等について事前に本市の承認を得ること。

（イ）作業場所にある他の機器に影響を与えないよう十分に考慮すること。

（ウ）賃貸借期間中の故障対応時等においてもアと同様の扱いとすること。完了証明書等の提出期限は、本市との協議で定めるものとする。ただし、アと同様の扱いが出来ない場合は、双方協議の上、対応方法等について定めるものとする。

10 成果品

次に示す成果品を提出期限までに遅延なく提出し、本市の検収・承認を得ること。その他本市と協議のうえ必要と判断された成果品についても提出すること。成果品は基本的に電子媒体での納品とするが、別途本市から指示されたものについては紙媒体でも納品を行うこと。

成果品

| 成果物名 | 記載場所 | 電子媒体 | 提出期限 |
|----------------|-------|------------------|---------|
| 業務実施計画書 | 5 (1) | 1 式*2 組 (正・副) | 契約後ただちに |
| 賃貸借物品一覧 | 5 (2) | | 契約後ただちに |
| 作業計画書・作業報告書 | 5 (3) | | 随時 |
| 課題管理表 | 5 (3) | | 随時 |
| 機器設定資料 デザインシート | 7 (3) | | 納品完了時 |
| 各手順書 | 7 (3) | | 納品完了時 |
| 試験報告書 | 7 (3) | | 納品完了時 |
| 保守連絡窓口 | 8 (1) | | 保守移行時 |
| 情報消去に係る作業計画書 | 9 (2) | | 賃貸借満了時 |
| 情報消去に係る完了証明書 | 9 (2) | | 賃貸借満了時 |

1 1 特記事項

- (1) 賃貸借期間内における故障時の製品保障費用及び無停電電源装置のバッテリー費用も、調達範囲に含むものとする。
- (2) 賃貸借物件には、判別しやすいように賃貸借物件を証するシールを貼ること。
- (3) 受注者は、全ての機器に動産総合保険を受注者負担により加入すること。
また、保険事故による本市の受託者に対する賠償は、保険会社から受託者に支払われた保険金を限度とする。
- (4) 本業務の遂行にあたって、本仕様書に明示なき場合又は疑義が生じた場合、本市、受注者双方協議のうえ定めるものとする。